

○長野県手数料徴収条例（平成 12 年 3 月 23 日条例第 2 号）抜粋

69 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に関する事務

区分	単位	金額	
(1) 建築士法第 4 条第 2 項又は第 3 項の規定による二級建築士又は木造建築士の免許	1 件	<u>19,300 円</u>	
(2) 建築士法第 5 条第 2 項の規定による二級建築士又は木造建築士の免許証の再交付	〃	5,900 円	
(3) 建築士法第 5 条第 3 項の規定による二級建築士又は木造建築士の免許証の書換え交付	〃	5,900 円	
(4) 建築士法第 13 条の規定による二級建築士試験又は木造建築士試験の実施	〃	<u>17,900 円</u>	
(5) 建築士法第 23 条第 1 項又は第 3 項の規定による建築士事務所の登録の申請に対する審査	一級建築士事務所	〃	17,000 円
	二級建築士事務所又は木造建築士事務所	〃	12,000 円

(別表第 2) (第 2 条関係)

左欄	中欄	右欄
建築士法第 5 条第 1 項の規定による二級建築士又は木造建築士の登録	建築士法第 10 条の 20 第 1 項の規定により知事が指定する者	別表第 1 の 69 の(1)に掲げる額
建築士法第 10 条の 21 第 1 項において読み替えて適用される同法第 5 条第 2 項の規定による二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書の再交付	建築士法第 10 条の 20 第 1 項の規定により知事が指定する者	別表第 1 の 69 の(2)に掲げる額
建築士法第 10 条の 21 第 1 項において読み替えて適用される同法第 5 条第 3 項の規定による二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書の書換え交付	建築士法第 10 条の 20 第 1 項の規定により知事が指定する者	別表第 1 の 69 の(3)に掲げる額
建築士法第 13 条の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の実施	建築士法第 15 条の 6 第 1 項の規定により知事が指定する者	別表第 1 の 69 の(4)に掲げる額
建築士法第 23 条第 1 項又は第 3 項の規定による建築士事務所の登録	建築士法第 26 条の 3 第 1 項の規定により知事が指定する者	別表第 1 の 69 の(5)に掲げる額